

「市報すいた」発行業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 9 月 11 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名  
「市報すいた」発行業務
- 2 業務委託期間  
令和 5 年 12 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日  
本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約であり、翌会計年度以降の予算が減額又は削除された場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。
- 3 業務内容  
別紙仕様書のとおり
- 4 最低制限価格 設定しない
- 5 入札の保証 吹田市財務規則第 98 条に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する額以上を納付しなければならない。
- 6 入札回数 2 回までとする。
- 7 契約の保証
  - (1) 落札者は、次のアからエまでに掲げるいずれかの方法により、契約の保証を付さなければならない。
    - ア 契約保証金の納付
    - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
    - ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
    - エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出
  - (2) 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の 10 分の 8 の額）、保証金額又は保険金額は、本契約における契約金額の 1 年当たりの額の 100 分の 10 に相当する額以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 8 入札参加資格  
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
  - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「101 印刷・製本」を参加希望種目とし、取扱い品目として「01 一般印刷」の登録をしている者であること。
  - (3) 過去 3 年の間に他市町村の広報誌作成実績を有すること。
  - (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていな

い者であること。

- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

## 9 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2) に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申込書（様式1）
  - イ 広報誌作成実績調書（様式2）
- (2) 申請書類の提出
  - ア 提出期間  
令和5年9月11日（月）から9月21日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）
  - イ 提出場所  
吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市総務部広報課（高層棟2階）  
電話（06）6384-1276
  - ウ 申請書類の取得方法  
吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和5年度(2023年度) 一般競争入札(業務委託)一覧 > 「市報すいた」発行業務に係る制限付一般競争入札からダウンロードすること。
  - エ その他  
(ア) 申請書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
(イ) 提出された申請書類は、返却しない。  
(ウ) 申請書類は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。(2) アに記載する期間内に必着のこと。）によるものとする。
- (3) 入札参加資格の確認の結果について  
入札参加資格の確認の結果は、参加資格の有無に関わらず、令和5年9月22日（金）までに、申請者に電子メールで通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

## 10 入札関係書類の配布

本案件の次に掲げる入札関係書類は、令和5年9月11日（月）より、吹田市ホームページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。

- (1) 仕様書
- (2) 「市報すいた」工程案
- (3) 入札書
- (4) 入札心得書
- (5) 委任状
- (6) 委任状・入札書の記載の仕方
- (7) 入札辞退届
- (8) 「市報すいた」ページ数・印刷部数実績（令和3・4・5年度）

## 11 入札説明会の開催

令和5年9月25日（月）午後3時～午後4時 市役所低層棟3階 入札室

## 12 質問及び回答

### (1) 質問受付期間

令和5年9月25日(月)から9月28日(木)午後5時までとし、電子メールにより受け付ける。  
様式の指定はしない。

広報課電子メール (E-mail : [shihou\\_suita@city.suita.osaka.jp](mailto:shihou_suita@city.suita.osaka.jp))

### (2) 回答期日

令和5年10月2日(月)午後5時までにホームページで公開する。

## 13 入札日時及び入札場所

### (1) 入札日時

令和5年10月16日(月)午後3時

### (2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

市役所低層棟3階 入札室

入札書は、「市報すいた」1ページあたりの単価(消費税抜)を記載するものとする。なお、落札決定については単価が最も低い業者を落札者とし、契約については、1ページあたりの単価をもって単価契約を行う。

## 14 入札成立要件

入札参加資格を有する者が1者であってもこの入札は成立とする。

## 15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに「市報すいた」発行業務制限付一般競争入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記6に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 16 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

## 17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

## 18 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

(3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき

(4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

## 19 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額に1年当たりの発注予定数量を乗じた金額に消費税等相当額を加算した金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

21 契約予定日

令和5年11月1日(水)

22 その他

- (1) 本公告は、入札説明書を兼ねるものとする。
- (2) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (3) 本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止とすることがある。

23 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市総務部広報課 (高層棟2階)

電話 (06) 6384-1276 FAX (06) 6384-7887